

国立大学改革の方向性について

平成30年12月
文部科学省

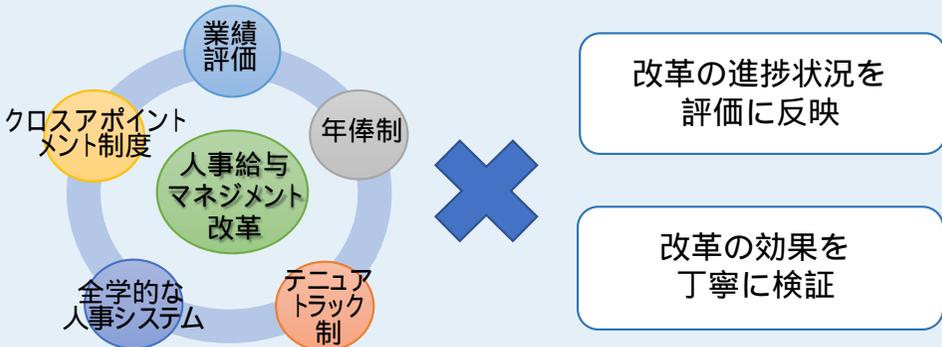


文部科学省

2040年を見すえ、人材育成・イノベーション創出を担う大学の役割を果たすため 真に「挑戦」する国立大学の教育研究基盤を強化

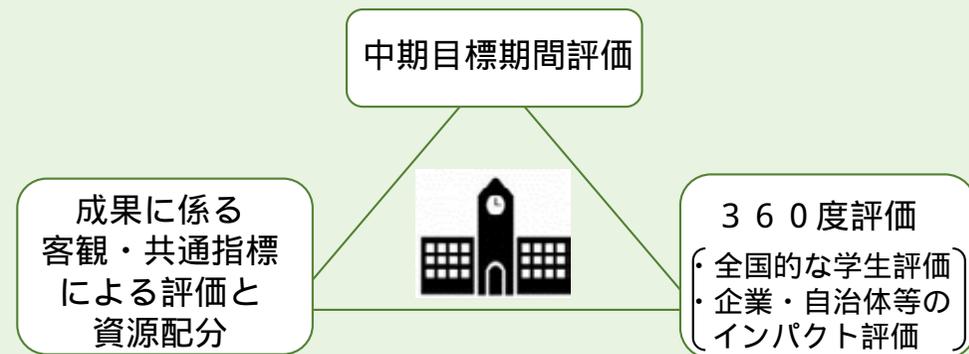
人事給与とマネジメント

若手教員の活躍機会を創出し、教員の「挑戦」意欲を向上できるように、様々な人事給与とマネジメント改革の総合的なパッケージとしての取組を実施



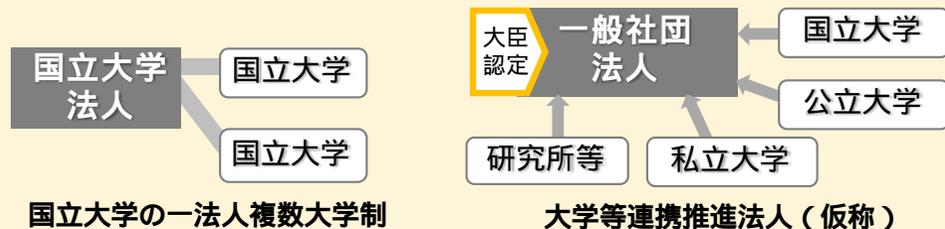
評価・資源配分

国立大学法人の評価・資源配分を抜本的に改革し、「挑戦」する大学改革を加速



ガバナンス / 連携・統合

経営力強化・教育研究力向上に向けて、様々な連携・統合に「挑戦」できる新たな仕組みを創設



学外理事の複数登用を義務化
社会連携、社会還元に一層「挑戦」できる体制づくり



1人義務 複数義務化

大学ガバナンスコードを策定
戦略的な経営資源の獲得と配分に「挑戦」できる組織へ変革



アクセス機会の確保・教育改革・研究力強化と一体的に推進し、強靱な国立大学への転換を実現

參考資料

人事給与マネジメント改革における年俸制の推進

これまで、退職手当前払い型を中心に年俸制導入を促進（2016年に目標1万人達成）したものの、**財源制約から頭打ち**になる見込み。

流動性向上の取組を継続するために、「**新たな年俸制の（段階的）完全導入**」を閣議決定。まずは、年俸制の基礎となる**厳格な業績評価に基づく給与体系のガイドライン**を策定。今後、**改革の効果検証とあわせ、更なる流動化策を早急に検討開始**。

2013年 -----> 2016年 -----> 2018年 -----> 2019年～

従前の月給制に加え
「年俸制」を推進
(国立大学改革プラン)

年俸制適用者数が
約6.7万人中
目標の1万人を達成

より実効性ある制度を目指して
年俸制を見直し・完全導入

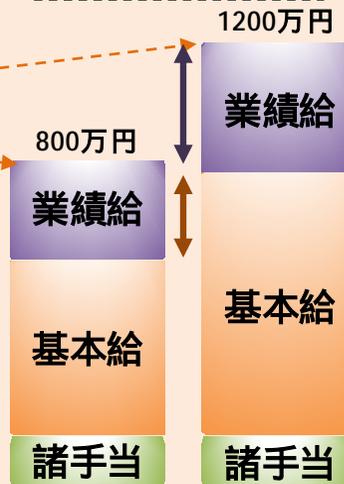
月給制(従来型)



毎年度実施する業績評価の結果を業績給に反映

複数年ごとに実施する業績評価の結果を基本給に反映

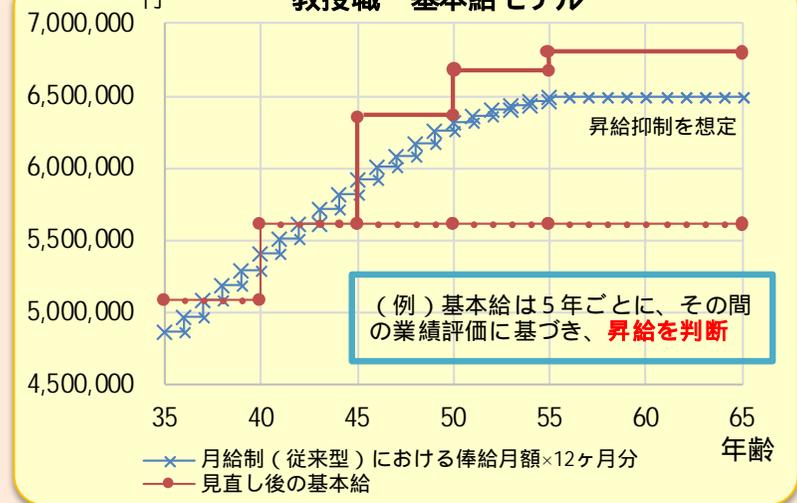
年俸制モデル(例)



- 基本給の昇給は年功序列型
- 評価結果による賞与の変動は限定的
- 若手教員比率の低下が課題

- 複数年の評価に基づき基本給も変動
- 厳格な評価を業績給にメリハリを付けて反映
- 若手教員の雇用確保・比率の向上に寄与

教授職 基本給モデル



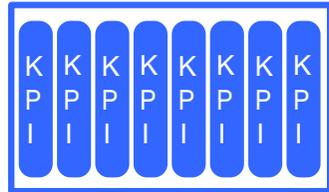
第三期中期目標期間中の国立大学運営費交付金改革

第四期中期目標期間（2022年度～）に向けて、評価・資源配分の見直しを推進
成果を中心とする客観的な共通指標を導入（人事給与改革、外部資金獲得など）

現在

各大学が自ら別々に設定したKPIの達成
状況を評価して運営費交付金を再配分

KPI（大学の独自指標）



86大学で
1,847のKPI

（KPI例）

- ・アクティブラーニング科目を履修した学生数
（目標：9,500人）
- ・海外共同研究拠点等の増加状況（目標：5箇所）

【評価対象経費】

従来：約100億円

（2016～2018のKPI評価対象経費：約300億円）

新しい評価・資源配分の仕組み

評価の客観性確保の観点から、
共通指標を導入

共通指標

会計マネジメント

外部資金

若手研究者比率

TOP10%論文数

人事給与・施設マネジメント

【評価対象経費】

2019年度：約700億円

上記の他、KPI評価に基づき、約300億円を再配分 5

国立大学法人運営費交付金の評価・実績配分イメージ（案）

2018年度

2019年度

2021年度

基幹経費

機能強化経費

- 配分指標**
- ・ 会計マネジメント改革状況
 - ・ 教員一人当たり外部資金獲得実績
 - ・ 若手研究者比率
 - ・ 運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数（第三類型）(試行)
 - ・ 人事給与・施設マネジメント改革状況

指標の追加等

成果を中心とする実績
状況に基づく再配分
約700億円
(変動幅：90%～110%)
(激変緩和)

配分割合・変動幅は
順次拡大

成果を中心とする実績
状況に基づく再配分

機能強化経費の
基幹経費化分
約300億円

KPI評価に基づく再配分
約300億円

KPI評価に基づく再配分
約300億円

KPI評価に基づく再配分

2022年度～
運営費交付金全体の見直し

国立大学法人の評価・配分の抜本改革

第四期中期目標期間（2022年度～）に向けて、国立大学法人の評価・資源配分を抜本的に改革
客観性・専門性・多面性を持った評価・資源配分により大学改革を加速

第三期中期目標期間における評価・資源配分

大学が自ら定めたK P Iの達成度に基づく、毎年度の評価・資源配分が中心



評価・資源配分の見直し

評価の客観性の確保

- ✓ 教育研究や専門分野別の特性等を踏まえて客観・共通指標を検討

「360度評価」（多面的な評価）

- ✓ **ステークホルダー**からの多面的な評価
 - ・全国調査による**学生**評価（満足度、学修時間等）
 - ・**企業・自治体**等によるインパクト評価

中期目標期間評価

- ✓ **経営見通し**に基づく**大学改革**を加速

国立大学の「経営改革」の展望

以下の取組により、国立大学の経営力を強化し、教育研究力の向上につなげる

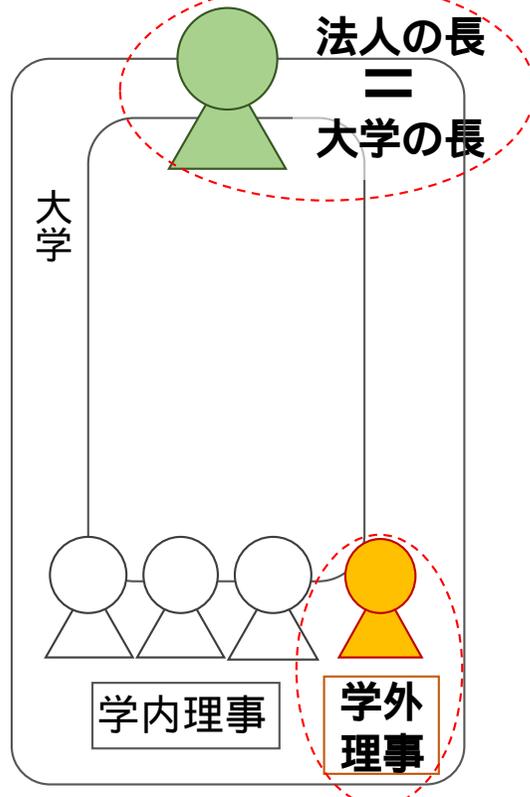
各国立大学法人が、新たに「一法人複数大学制」を主体的に選択できる制度を創設。

法人の経営力の強化のために、外部理事の複数登用を義務化する制度改正を措置。

大学関係者は、大学の特性を踏まえた経営改革の指針である「大学ガバナンスコード」を策定。

現行

一法人一大学という形態のみ
(法人の長と大学の長が同じ)

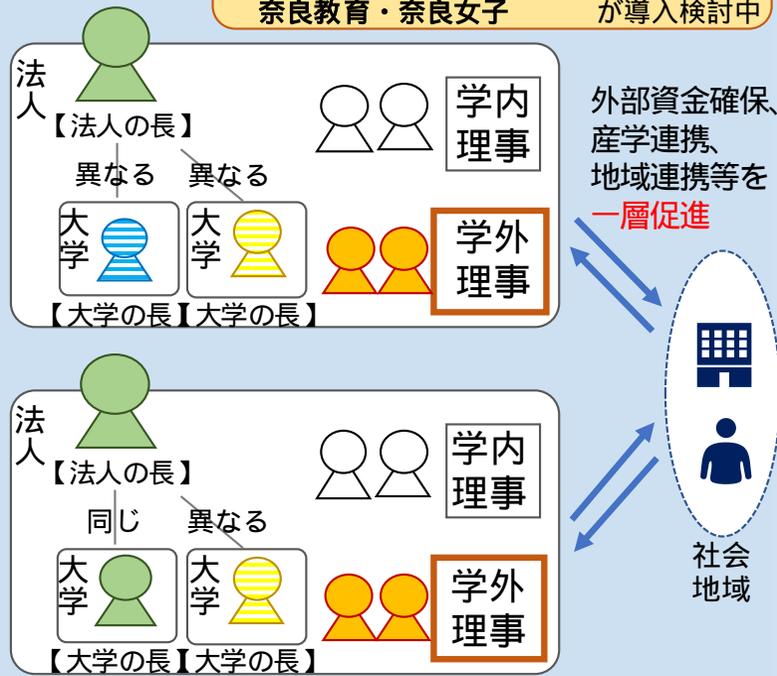


学外理事は1人以上が義務

法律改正

経営と教学の分担が選択可能
一法人複数大学制の導入

岐阜・名古屋
静岡・浜松医科
小樽商科・帯広畜産・北見工業
奈良教育・奈良女子
が導入検討中



学外理事を複数義務化

大学ガバナンスコード

大学ガバナンス
コードを策定



- ✓ 戦略達成のための中長期ビジョン確立 (経営資源の獲得と配分)
- ✓ 情報開示と透明性の確保
- ✓ 学外理事の役割・責務の明確化
- ✓ 経営協議会の審議活性化 など

国立大学の一法人複数大学制等の導入に向けた検討

経営基盤の強化と効率的な経営の推進等のため、「国立大学の一法人複数大学制度等」の導入が閣議決定文書や中央教育審議会における議論の中で提言。

- ✓「大学の組織再編等を促進するため、国立大学においては、国立大学法人法を改正し、一法人の下で複数の大学を運営できる制度を導入する。」
(経済財政運営と改革の基本方針2018)
- ✓「経営基盤の強化と効率的な経営の推進のため、国立大学の一法人複数大学制の導入、経営と教学の機能分担等にかかる国立大学法人法等の改正について次期通常国会への提出を念頭に作業を行う。」
(未来投資戦略2018)
- ✓「文部科学省は2019年度中に国立大学法人法を改正し国立大学の一法人複数国立大学経営を可能化する」
(統合イノベーション戦略)
- ✓「複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、一法人一大学となっている国立大学の見直し…など…大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を推進するための支援体制の構築など実効性を高める方策について検討することが必要である」
(今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ(平成30年6月 中央教育審議会大学分科会将来構想分科会))



制度の設計等について必要な検討を行うため、高等教育局長決定により有識者会議を設置
(座長：有川節夫放送大学学園理事長)。
年内を目途に中間まとめ、年度内を目途に最終まとめをいただく予定。

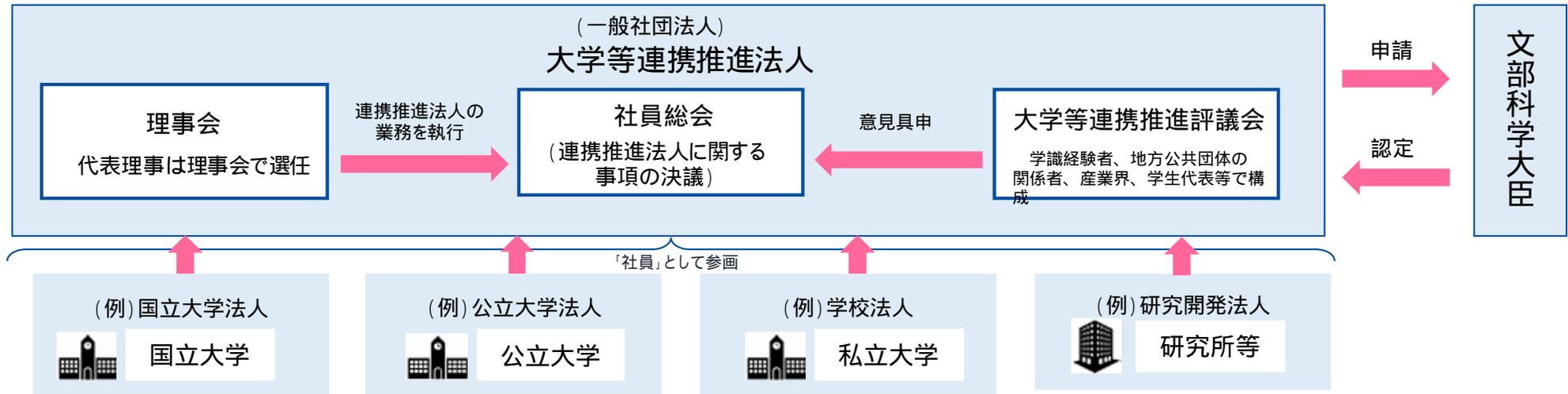
	一法人複数大学制度等の導入に向けて検討を表明している法人名	目指している統合の時期
1	★ 国立大学法人岐阜大学、国立大学法人名古屋大学	32年度
2	★ 国立大学法人静岡大学、国立大学法人浜松医科大学	33年度
3	★ 国立大学法人小樽商科大学、国立大学法人帯広畜産大学 国立大学法人北見工業大学	34年度
4	★ 国立大学法人奈良教育大学、国立大学法人奈良女子大学	34年度



大学等連携推進法人制度(仮称)について

大学等連携推進法人(仮称)は、大学における国公私の設置形態や大学・研究所等の機関の枠を越えたダイナミックなイノベーションを起こしていくことを可能とする仕組み。

イメージ案



高度連携型

具体的な連携内容

(イメージ)
設置形態の枠組みを越えた医療イノベーションのための学部設置
大学と研究所による共同研究の推進

- 共同教育課程(修士・博士中心)の複数実施
- 事務の共同実施・教職員の人事交流

地域連携型

(イメージ)
地域の高等教育の質の向上と強化のための拠点の設置

- 教養教育における連携
- 共同教育課程の複数実施
- 入試業務の共同実施
- 事務の共同実施・教職員の人事交流

今後のスケジュール(予定)

文部科学大臣による認定基準・認定手続等の詳細については平成31年度中に整備。

【参考】「国公私の枠組みを越えて大学等の連携や機能分担を促進する「大学等連携推進法人(仮称)」制度の創設について来年度中に検討する。」
(「未来投資戦略2018」平成30年6月15日閣議決定)